

福祉生活病院常任委員会資料

(平成23年5月20日)

〔件 名〕

- 1 東日本大震災に係る生活環境部の対応について
(水・大気環境課、くらしの安心推進課、住宅政策課) ··· 1
- 2 鳥取県版環境管理システム（TEAS）とKESとの協働認証について
(環境立県推進課) ··· 3
- 3 鳥取県庁のクールビズの開始について
(環境立県推進課) ··· 4
- 4 湖山池会議の概要について
(水・大気環境課、農政課、河川課) ··· 6
- 5 岩美町における水道水質の汚濁事故について
(水・大気環境課、河川課) ··· 9
- 6 生食用食肉の取扱いについて
(くらしの安心推進課) ··· 10
- 7 平成22年度消費生活相談の概要について
(消費生活センター) ··· 12
- 8 「鳥取県建築基準法施行条例」の一部改正案に係るパブリックコメントの実施結果について
(住宅政策課) ··· 13
- 9 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(住宅政策課) ··· 14

生活環境部

東日本大震災に係る生活環境部の対応について

平成23年5月20日
水・大気環境課
くらしの安心推進課
住宅政策課

1 個別に避難された方の受け入れ状況

- 39世帯 101人 の方が本県に避難（5月17日現在、県で把握できた方）

【内訳】

- 県営住宅・市営住宅へ避難 11世帯 39人

		受入管内		
		東部	中部	西部
被災県	宮城県	1世帯7名	—	2世帯2名
	福島県	1世帯3名	—	5世帯18名
	茨城県	1世帯6名	—	—
	岩手県	—	—	※1世帯3名

※ 上記のうち1世帯3名（岩手県）は入居決定しているが、実際の入居は5月下旬以降を予定。

※ 上記の他、1世帯1名（岩手県）の県営住宅への受け入れについて、移動方法、入居日等を調整中。

- 親族等の民家等へ避難 28世帯 62人（地域づくり支援局移住定住促進課）

福島県（17世帯46人）、千葉県（3世帯7人）、岩手県（1世帯2人）、宮城県（2世帯2人）
秋田県（1世帯1人）、栃木県（1世帯1人）、神奈川県（1世帯1人）、不明（2世帯2人）

2 個別に避難される方の受け入れ体制の状況

- (1) 被災者受け入れ支援窓口（地域づくり支援局移住定住促進課）

3月18日に設置して以来、相談件数は延べ122件（5月17日現在）

- (2) 住宅相談窓口（住宅政策課）

3月18日に設置して以来、相談件数は延べ46件（49世帯）（5月17日現在）

- (3) 旅館・ホテル等一時宿泊施設の提供（くらしの安心推進課）

鳥取県旅館・ホテル生活衛生同業組合等の御協力により、県営住宅等に入居される被災者の方の入居準備など一時滞在用として、旅館、ホテル106館 580室を確保。（4月22日現在）

- 利用された被災者 7世帯 25人（延べ70人・泊）

- (4) 被災者向け公営住宅の状況（住宅政策課）

県営住宅のうち、個別受け入れ用として退去による空き家と日々改善工事等を予定していく政策的に空き家としていた住戸計30戸及び集団受け入れ用として廃止・解体を予定していた特別県営住宅など79戸、合計109戸を応急的に確保。

- 入居済戸数 11戸（県営住宅 10戸、市営住宅 1戸）

- (5) 生活支援（各総合事務所）

県と市町村の教育、福祉等関係部局が連携して避難者情報を共有し、避難世帯ごとにきめ細やかな支援を実施。

- (6) 生活用具の支援状況（各総合事務所・住宅政策課）

- 県民から提供可能な生活用具の事前登録を受けし避難された方に提供。

【受付期間】3月22日（火）～4月28日（木）

【登録状況】109名 634件（5月5日現在）

（東部59名 141件、中部16名 91件、西部34名 402件）

- ・ 県営住宅以外（市町村営住宅、雇用促進住宅、民家等）に避難された被災者にも提供。
- ・ ガスコンロ、湯沸かし器及び生活用具のうち、県民から提供の登録の申し出がなかったもの、登録が間に合わなかったものについては、生活に支障がないよう県で準備。

3 被災地（宮城県）への物資支援（くらしの安心推進課）

派遣職員等からの情報により、被災地で不足している以下の物資を調達し搬送。

物品	ティッシュ	タオル	歯ブラシ (大人用)	歯ブラシ (学童用)	歯ブラシ (乳児用)	歯磨き粉	入歯洗浄剤	うがい薬 (風邪)	うがい薬 (口臭)
数量	(箱)	(枚)	(本)	(本)	(本)	(本)	(箱)	(本)	(本)
	3,060	3,000	3,554	156	156	3,388	96	1,125	180

4 福島県への環境モニタリング技術職員の派遣（水・大気環境課）

国（文部科学省）の要請により、福島県への環境モニタリングのための技術職員等を派遣。
環境放射線の状況を適切に把握し、有効な防護対策を講じていくため、福島県が実施している環境放射線量の測定支援を行った。

空間線量率は、福島原発事故直後よりは下がっているものの、現在も通常数値の数十倍以上のレベルのままとなっている。

（1）人員派遣

■第1陣

【派遣期間】 3月27日～4月1日（実働期間、以下同じ。）

【派遣人数】 2名

【活動内容】 ○モニタリング班 原則として、福島第一原子力発電所から20km圏外で、モニタリング車により、所定のコースを巡回し現場測定や土・草などの試料採取

○分析班 モニタリング班が収集した試料の放射能等の分析

■第2陣 4月 9日～15日 2名

■第3陣 4月16日～22日 2名

■第4陣 4月23日～29日 2名

※職員が派遣期間中に受けた放射線量（3.2～9.6 μSv）【参考】胸のX線集団検診（1回）：50 μSv

（2）器材等

環境モニタリングに使用するモニタリング車（1台）（防災局所管）

（3）支援物資

環境モニタリングに使用する以下の消耗品を提供。（防災局所管）

- ・綿くつ下（170足）
- ・綿手袋（456組）
- ・チオテック手袋（463組）
- ・吸収缶（マスクのフィルター）（40コ）

（4）各都道府県の派遣状況

次の道県より職員が派遣され、環境モニタリングの支援が行われた。

道県	派遣期間	派遣人数（延べ人数）
北海道	4月5日～6月20日（予定）	20人（予定）
鳥取県	3月27日～4月29日	8人
岡山県	4月7日～5月29日（予定）	17人（予定）
島根県	4月19日～5月14日	8人
愛媛県	3月23日～4月6日	7人
長崎県	3月29日～4月30日	6人

鳥取県版環境管理システム（T E A S）とK E Sとの協働認証について

環境立県推進課
平成23年5月20日

環境に配慮した取組を実施する企業等を認証する制度として、鳥取県が独自に取組を推進している「T E A S」について、平成23年5月10日より「K E S」（環境マネジメントシステム・スタンダード）と協働認証を実施することとなりました。

1 T E A Sについて

- ・環境管理の国際規格 I S O 1 4 0 0 1 の簡易版として、中小企業等においても取り組みやすい規格として鳥取県が独自に取組を進めている環境管理システム

2 K E S（環境マネジメントシステム・スタンダード）について

- ・N P O 法人K E S環境機構（所在地：京都府）が推進しているT E A Sと同様の環境管理システムのひとつであり、関西圏を中心として全国的に取組を展開
- ・国際規格 I S O 1 4 0 0 1 の簡易版として、環境省の策定したガイドラインで取組を進めている国内規格「エコアクション21」などとともに全国的な高い知名度がある
- ・平成22年度末時点で、関西圏を中心として全国で3,640事業所が認証取得

3 協働認証について

- ・協働認証とは、T E A SとK E Sのレベルの整合性を図ることで、T E A Sの認証取得にあわせてK E Sの認証も取得することができる取組
- ・現在、14の都道府県で19機関（すべて民間団体）において協働認証の取組が実施されている。

4 協働認証することのメリット

- ・知名度の高いK E Sと協働認証をすることで、K E S認定事業者名簿に登載され、全国的な知名度アップが期待される。
- ・関西圏などの一部の企業などにおいては、下請け企業等に対してK E Sの認証取得を条件としているような場合があり、関西圏における取引において有効
- ・産業廃棄物処理事業者については、K E Sとエコアクション21とで相互認証が結ばれていることから、T E A S認証取得事業者はエコアクション21の認証取得が可能となる。（これにより廃棄物処理法に基づく「優良認定業者」としての認定が受けやすくなる。）

< T E A S 登録者内訳表 >

規格	業種	登録数
I 種	中小企業等	21
II 種	中小企業等・高校	61
III 種	家庭地域・小規模事業所・小中学校等	647
	合計	729

(平成23年5月10日現在)

鳥取県庁のクールビズの開始について

平成23年5月20日
総務課
行財政改革局人事企画課
環境立県推進課

東日本大震災を受けた節電に対する機運の高まりを踏まえ、地域をリードする環境実践「とっとり環境イニシアティブ」を進めていくため、県職員が率先的にエコな県庁を目指す取組「ハートホット・クールビズ」を実施します。

「ハートホット・クールビズ」とは、毎年実施している夏季のクールビズより一步踏み込んで、省エネ活動を地域・産業振興の観点も踏まえて、楽しみながら実践する取組として以下のとおり実施するものです。

【ハートホット・クールビズの取組】

以下のとおり、夏季の軽装化の取組（ノーネクタイ・ノー上着運動）を実施

実施時期	昨年までの取組	今年度の取組	変更点
6月1日～9月30日	5月23日～10月31日	1週間前倒し＋ 1ヶ月期間延長	
軽装の促進	ポロシャツ・開襟シャツの着用について認める	県のPRや地域・産業振興、東日本大震災の被災地支援につながるTシャツなどの着用を積極的に推奨する。併せて、ポロシャツ・開襟シャツの着用を一層推奨する。	地域・産業振興の観点を導入＋ 軽装の一層の推奨

（政府・環境省の取組について）

政府はクールビズの取組期間を5月1日～10月31日に延長

環境省では、「スーパークールビズ」として、ポロシャツ、アロハシャツ、かりゆし、チノパン、スニーカーなどに加えて、無地のTシャツやジーンズも勤務時の服装に追加

（本庁断熱工事による省エネ効果について）

本庁舎においては、二重ガラス、外壁断熱パネルの設置工事を進めており、エアコン使用時の省エネ効果が期待できます。

※空調温度について、諸規定で上限温度と規定されている28℃に設定するよう、引き続き徹底します。

【その他の省エネ実践】

○時間外の一斉消灯

時間外に照明を一斉消灯することで、職員の省エネに対する意識強化を図ります。

（時間外勤務時に5分間一斉消灯して、その後時間外勤務をする者のみが照明を再点灯）

○省エネパトロール

時間外に無駄な電気がついていないか、若手職員が見回りを実施して必要最小限の照明以外を消灯するよう呼びかけを行います。

○節電の取組の徹底

省エネ取組を再度徹底します。

- ・昼休憩や長時間の席空け時には、各自のパソコンの電源を切る
- ・コピー機やシュレッダー等は、長時間使用しない場合は電源を切る
- ・勤務終了時は、各自のパソコンのコンセントを抜く 等

「ハートホット・クールビズ」における職員の服装について

H23.5.18 行財政改革局人事企画課

夏季・冷房時期については、環境負荷低減のために上着及びネクタイの着用をやめるなど軽装を心がけるよう呼びかけてきたところであるが、このたびの東日本大震災を受けて、一層の省エネルギー化の取組を行うにあたり、地域・産業振興の観点も踏まえて楽しみながら省エネ活動を実施するという「ハートホット・クールビズ」のコンセプトを踏まえた服装のあり方について、次のとおり考え方を整理したので、適切に対応すること。

なお、勤務時間中の職員の服装については、制服等の着用が定められている所属以外、特に服装の適否を定めたものはないが、服務規程に規定する綱紀の保持及び県民の信頼を損なわないという観点から、社会人及び公務員として相応しく、来庁者の方々へ不快感を与えないものとするよう留意すること。

「ハートホット・クールビズ」における服装の考え方

- 上着及びネクタイの着用はこれまでどおり不要とし、ポロシャツや開襟シャツなどについては、一層の省エネルギー化の観点から、これらの着用をより一層推奨する。(次項の観点からアロハシャツを含む。)
- Tシャツなどの襟なしのシャツについても、県のPRや地域・産業の振興につながるもの、東日本大震災の被災地を支援する目的のものについては、積極的な着用を推奨する。
- 上のシャツに合わせ、ビジネス用以外のズボンの着用も推奨する。(ジーンズ、短パンなどは不可。)
- カジュアル度が極めて高いもの、極端に肌を露出するものなどは着用を控え、来庁者の方々へ不快感を与えないよう配慮する。

*県のPR、地域・産業の振興につながるものは、積極的に着用する。

(例) 県のPR	… 鳥取県応援Tシャツ「鳥取は島根の右側です！」など
県施策のPR	… まんが（鬼太郎、コナンなど県にゆかりのあるもの）、鳥取力、食のみやこ、子育て王国、鳥取来楽暮、あいサポーター、海づくり大会 など
地域振興	… ガイナーレ、キタロウズ、ジオパーク、しゃんしゃん祭、打吹祭、がいな祭、皆生トライアスロン、シートウサミット、バーガーフェスタ、アロハ など
観光の振興	… アテナ、山陰デスティネーションキャンペーン、三徳山、大山、砂丘 など
特産品の振興	… 梨、白ネギ、スイカ など
産業の振興	… 織、染物 など
文化、芸術の振興	… 県内芸術家の作品、とリアート、アーティストリゾート など

湖山池会議の概要について

平成23年5月20日
水・大気環境課
農政課
河川課

知事と鳥取市長との意見交換会（H22.5.14）等の合意により「湖山池の望ましい姿」を検討するために発足した「湖山池会議」を開催し、今後の将来ビジョン策定に向け、市民アンケート結果、水門全開時の水質予測概要及び農業者アンケートの実施について協議・確認するとともに、H23年度の水門操作や水質浄化施策について確認した。

1 開催日時等（第4回）

- 日時：平成23年3月30日（水）13:00～
- 場所：県庁 議会棟 執行部控室
- 出席者：（鳥取市）副市長 他関係部長、（鳥取県）統轄監 他関係部長

2 議事概要

（1）将来ビジョン策定に向けた対応について

- 市民アンケート結果
結果としては、塩分濃度が東郷池程度の環境を望む意見が多かった。（別紙参照）
- 水門全開時の水質予測概要
湖水の流動性は増し塩分濃度5,000～8,000mg/Lとなり貧酸素域は拡大の方向。COD等の水質指標は個別精査中。また、生物相は淡水性中心から汽水性中心に変化。
- 農業者アンケートの実施
新たな農業用水確保に対する方向性の検討を行うため、湖山池の水を水田に利用している瀬地区の農業者に対して、将来的な営農意向について問うもの

（2）H23年度の取組内容について

- 市民アンケート、水質シミュレーション及び農業者アンケートを参考に湖山池の将来像の課題等を整理・検証し、住民との意見交換会等も実施しながら、実現できる将来ビジョンを策定（平成23年末予定）
⇒将来ビジョン策定のポイント
新たな農業用水確保に関する諸課題（必要水量の確保、施設整備費及び維持管理費等）と農業者の営農意向を調整しながら、実効性ある将来ビジョンとする。
- 平成23年の水門管理については、平成22年度の実績を基本として若干高い塩分域で管理する計画
- 平成23年度新規事業としては、水質管理計画の策定、農業用水再編対策事業、全国都市緑化フェア開催準備等を計画

[参考：過去の湖山池会議の開催概要]

第1回（H22年6月25日）

- ・湖山池の将来ビジョンの策定に向け、市民協働推進ワーキング及び水質浄化・生態系ワーキングを設置して検討することを決定

第2回（H22年8月11日）

- ・住民に対するアンケート内容や意見交換会の実施方法の検討
- ・湖山池の将来像パターンの検討及び水質浄化方策の取りまとめ
- ・繁殖の著しいヒシ除去対策に県・市で精力的に取り組むことの決定 等

第3回（H22年10月29日）

- ・市民アンケート内容や実施方法を決定
- ・水質浄化施策の検討結果について確認
- ・ヒシの刈取り実績、効果について確認 等

市民アンケート結果概要

1 アンケート内容

湖山池の将来像として4つのパターン（別添参照）を参考しながら、湖山池の望ましい姿等を問うもの

- ・Aパターン：平成元年頃の状況（最大塩分濃度300mg/L程度）
- ・Bパターン：現在の状況（最大塩分濃度1,000mg/L程度）
- ・Cパターン：東郷池程度の状況（最大塩分濃度3,200mg/L程度）
- ・Dパターン：中海の上流程度の状況（最大塩分濃度6,000mg/L程度）

2 アンケート対象

湖山池周辺住民1,000人とそれ以外の地域の鳥取市民3,000人を無作為抽出。

3 アンケート期間

平成22年11月～12月

4 アンケート回収率

全体：1,282通（32.1%）

湖山池周辺：357通（35.7%）

その他地域：925通（30.8%）

5 集計結果の概要

○ 水環境にネガティブなイメージを持っている傾向。

- ・水が汚い
- ・アオコ、ヒシが大量発生している

○ 結果としてはCパターンの塩分濃度が東郷池程度の環境を望む意見が多かった。

- ・Aパターン：87件（6.8%）
- ・Bパターン：260件（23.3%）
- ・Cパターン：552件（43.1%）
- ・Dパターン：76件（5.9%）
- ・分からぬ：233件（18.2%）

○ 市民はA～Dのパターンに特にこだわりはなく、「きれいな湖山池にしたい。」という共通認識を持っている感があった。

- ・水質の改善
- ・ヒシやアオコの抑制
- ・多様な生物が生息できる

○ 湖山池に関する各種情報が少ないとの意見が多かった。

(別添)

資料：湖山池の将来像

* 以下は現時点で想定される将来像です。もちろん実際、きれいな海水と湖水が入れ替わることによって、水質改善の可能性があります。その一方で、湖山池に入った海水が湖底で滞留すると、汚濁物質が湖水に溶け出し、水質悪化につながる場合も考えられます。このように、水質の予測は難しいのが現状です。

パターン	Aパターン 最大塩分濃度 300 mg/L (海水の 2%程度)	Bパターン 最大塩分濃度 1000 mg/L (海水の 5%程度)	Cパターン 最大塩分濃度 3200 mg/L (海水の 16%程度)	Dパターン 最大塩分濃度 6000 mg/L (海水の 32%程度)
	平成元年以降、水門で海水の流入を抑制していた時の状態	ほぼ現在の状態	東郷池程度の塩分濃度	中海の上流に迫る塩分濃度
イメージ				
植物	ヒシの異常繁茂 ハス、エビモ、フサモ、ガマ、ヨシ	ヒシの異常繁茂 ハス、エビモ、フサモ、ガマ、ヨシ	ヒシ、ハス、ガマ、ヨシの減少 フサモ	ヒシ、ハス、ガマ、ヨシの減少 カワツルモ、海草類
魚類 生息可能	コイ、フナ、ワカサギ、シラウオ、テナガエビ、ブラックバス、ブルーギル	コイ、フナ、ワカサギ、シラウオ、テナガエビ シジミ…自然繁殖の可否は不明	コイ、フナ、ワカサギ、シラウオ、テナガエビ、シジミ	ワカサギ、シラウオ
魚類 生息困難等	シジミ(自然繁殖できない)	ブラックバス、ブルーギル	ブラックバス、ブルーギル	コイ、フナ、テナガエビ、ブラックバス、ブルーギル、シジミ
環境 アオコ・赤潮	アオコの異常繁茂 赤潮は発生しない	アオコの異常繁茂 赤潮は発生しない	アオコの減少 赤潮発生の懸念あり	アオコの減少 赤潮発生の可能性あり
環境 その他	湖水の循環が低下する	Aパターンよりも高い湖水循環	経験したことのない高い塩分濃度 (過去最大濃度: 1300mg/L) Bパターンよりも高い湖水循環	経験したことのない高い塩分濃度 (過去最大濃度: 1300mg/L) Cパターンよりも高い湖水循環
利活用 漁業	コイ、フナの釣り アオコ発生による親水性の低下	コイ、フナの釣り アオコ発生による親水性の低下	ワカサギ釣り 親水性の向上	ワカサギ釣り 赤潮による親水性の低下の可能性
利活用 農業	湖水を利用した稻作は可能であるが、一部の畑作に制約がある 農業維持のための畠地の送水施設が必要	湖水を利用した稻作は可能であるが、畑作には支障がある 農業維持のための畠地の送水施設が必要	湖水の農業利用は不可能 農業維持のための水田および畠地の送水施設が必要	湖水の農業利用は不可能 農業維持のための水田および畠地の送水施設が必要
利活用 漁業	コイ、フナ、ワカサギ、シラウオ、テナガエビ	コイ、フナ、ワカサギ、シラウオ、テナガエビ	コイ、フナ、ワカサギ、シラウオ テナガエビ、シジミ	ワカサギ、シラウオ その他の汽水性の海産物
必要施策 の概算予 算(今後 5年間)	農業 畠地の送水施設整備等: 8億円		水田および畠地の送水施設整備等: 23億円	
	漁業 	産卵場造成等: 0.5~1億円		
	水門 	塩分調整のための水門改修等: 3~5億円		水門開放: 一

岩美町における水道水質の汚濁事故について

平成23年5月20日
水・大気環境課
河川課

1 事故の発生日時

5月10日（火） 16時30分頃に岩美町より通報

2 事故の発生場所

岩美郡岩美町大字恩志
一般国道9号沿いの蒲生川を水源とする岩美町上水道施設

3 概要

（1）被害の状況

ア 蒲生川を水源とする岩美町上水道施設の水道水より基準を超える濁りを確認したため、町において、水道の供給そのものは継続しつつ飲用の停止を住民に要請。
【対象地区】浦富の一部、網代、本庄、大岩の各地区
給水人口約6,500人、給水世帯約2,100世帯
イ 川床の集水井戸に破損を確認、ここから濁水が流入したものとみられる。

（2）被害世帯への給水の経過

ア 5月10日から5月14日まで、給水車及び給水タンク14台～23台により、各集落単位で1日3回の給水を実施。

イ 県内市町からの給水応援の概要

市町	期間	内容
鳥取市	5月10日～14日	給水車3台、給水タンクとトラック各2台
米子市	5月12日～14日	給水車1台
倉吉市	5月12日～13日	給水タンクとトラック各1台
八頭町	5月11日～13日	給水車1台、給水タンク5台、トラック1台
南部町	5月13日～14日	給水車1台
伯耆町	5月13日～14日	給水車1台

ウ 水質の改善を受け、5月14日午前10時30分に水道水の飲用制限を全域で解除。

（3）原因と対策

ア 岩美町上水道施設の取水箇所付近で実施中の県の河川工事との因果関係を含め、集水井戸の破損、水道水汚濁の原因を調査中。

イ 応急対策として、5月11日夜から12日朝にかけ、濁水で冠水していた水源部分を土嚢で囲うなどの措置を施し、水質は改善。

ウ 本復旧については、県と町で協議・調整の上、5月17日（火）から工事着手。

生食用食肉の取扱いについて

平成23年5月20日
くらしの安心推進課

鳥取県では従来より、厚生労働省から通知されている「生食用食肉等の安全性確保について（平成10年9月）」及び「飲食店における腸管出血性大腸菌食中毒対策について（平成19年5月）」に示されている生食用食肉の衛生基準等に基づき、生食用食肉の提供を行う営業施設の指導を行ってきたところです。

この度、富山県などの焼肉チェーン店でユッケ（生肉の細切り）を食べた方が4名死亡し多くの方が発症している腸管出血性大腸菌（O111）による食中毒事件を受けて、県独自で5月2日より注意喚起の緊急広報を実施していたところですが、同5日に厚生労働省より「緊急監視指導の実施について」が通知され、生食用食肉を提供している可能性がある施設の緊急監視を行いました。

記

1 現在までの対応状況

(1) 5月2日

- ア 各総合事務所が、焼肉店や居酒屋で生肉の提供が行われないよう監視指導を徹底
- イ (社)鳥取県食品衛生協会等に対し、生肉の提供を行わないよう会員への注意喚起を依頼
- ウ 各市町村に食肉を食べる際の注意事項（十分な加熱等）の住民広報を依頼
- エ 県民に食肉を食べる際の注意事項を県ホームページで周知

(2) 5月6日

- オ 厚生労働省の通知を受け、各総合事務所生活環境局が緊急監視を実施（5月6日～5月末日）
- カ 食肉を食べる際の注意事項及び生食用食肉を取扱う施設への緊急監視について資料提供

2 緊急監視結果（中間報告 5月13日現在）

業種	調査施設数	取扱い施設現状			現地監視施設数			
		生食用取扱施設	取扱継続	取扱自粛	トリミング	手指器具消毒有	自主検査有	
東部	食肉処理業	22	1	0	1	1	1	0
	食肉販売業	2	0	0	0	—	—	—
	焼肉店等	151	60	31	29	19	16	19
中部	食肉処理業	10	1	1	0	1	1	0
	食肉販売業	50	1	0	1	1	0	0
	焼肉店等	95	22	5	17	22	13	1
西部	食肉処理業	31	2	1	1	1	1	1
	食肉販売業	0	0	0	0	—	—	—
	焼肉店等	129	69	31	38	5	2	3
県計	食肉処理業	63	4	2	2	3	3	2
	食肉販売業	52	1	0	1	1	0	0
	焼肉店等	375	151	67	84	46	31	23
	合計	490	156	69	87	50	34	25
								3

3 今後の対応

- (1) 引き続き営業施設に対し、厚生労働省通知の生食用食肉の衛生基準等を満たさない場合は、生食用として食肉を提供しないよう指導する。
- (2) 厚生労働省は、今秋を目途に食品衛生法を改正し、衛生基準及び罰則を盛り込むとのことだが、県としても独自に衛生基準の実効性や手法の代替案を検討し、必要に応じて、厚生労働省に提言する。

○「生食用食肉等の安全性確保について（H 10年 厚生省生活衛生局長通知）」の概要

1 生食用食肉の成分規格目標

生食用食肉（牛又は馬の肝臓又は肉）は、糞便性大腸菌群（O157,O111等）及びサルモネラ属菌が陰性でなければならない。

2 生食用食肉の加工等基準目標

(1)と畜場における加工

ア 一般的事項

・と畜場法施行令等に定める構造設備の基準、衛生管理の基準が確実に守られていること。

イ 肝臓の処理

・手指や器具の洗浄。取り出しにあたっては、肝臓及び手指や器具が毛皮や作業員のエプロンに触れないこと等。

(2)食肉処理場（食肉処理業又は食肉販売業）における加工

・トリミング又は細切は専用の器具（包丁、まな板等）を用いること。

・器具の洗浄消毒は83℃以上の温湯により行うこと。

・手指は洗浄消毒剤を用いて洗浄すること。

・10℃以下となるよう速やかに冷却すること。

(3)飲食店営業許可を受けている施設における調理

・調理は、トリミングを行った後に行うこと。

・その他、上記（2）とほぼ同様

3 生食用食肉の表示基準目標

・生食用として販売する場合は、生食用である旨、と殺・解体したと畜場名及び加工した食肉処理場名等を表示すること。

○「飲食店における腸管出血性大腸菌食中毒対策について（平成19年 厚生労働省監視安全課長通知）」の概要

1 と畜場における衛生管理

・目視検査、微生物検査を実施すること。

・器具及び手指の洗浄・消毒をすること。

・消化管内容物等により枝肉等が汚染された場合のトリミングを行うこと。

2 食肉処理施設及び食肉販売店における衛生管理

・トリミング又は細切は専用の器具（包丁、まな板等）を用いること。

・食肉の処理工程中の温度管理を行うこと。

・食肉販売店で加熱調理用の食肉等を生食用として販売しないこと。

3 飲食店（特に焼肉店）における衛生管理

・加熱調理用の食肉等を生食用として提供しないこと。

・ユッケ等の生食用の食肉は、「H 10年厚生省生活衛生局長通知」に示す生食用食肉の衛生基準に適合するものを仕入れ提供すること。

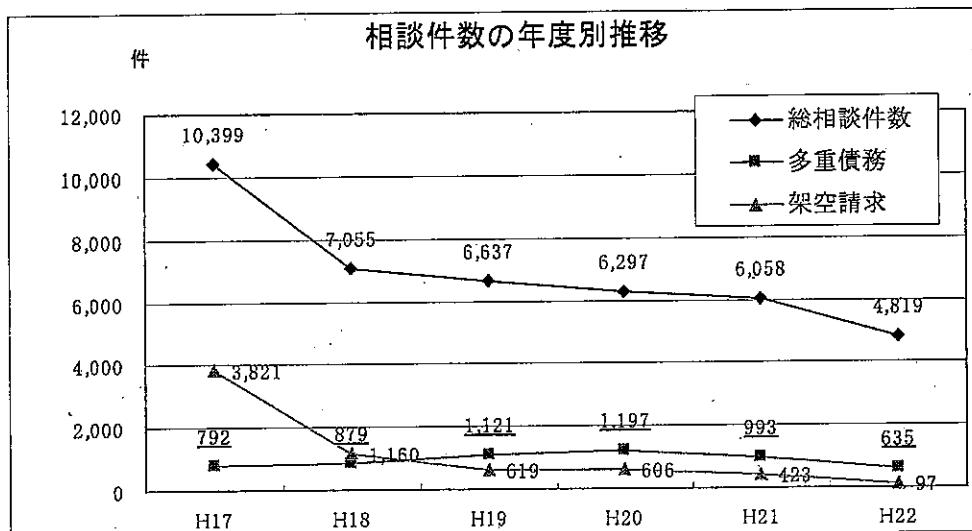
・生レバーは生食用食肉の衛生基準に適合するものであっても、他の食中毒菌に汚染されている恐れがあるため生食用としての提供はなるべく控えること。

平成22年度消費生活相談の概要について

平成23年5月20日
消費生活センター

1 概況

- 平成22年度の相談件数は4,819件で、前年度比20.5%の減少(1,239件の減)。
…架空請求の沈静化に伴い、H15の12,999件をピークに減少が続いている。
- 「多重債務」の相談は平成20年度まで増加傾向にあったが、前年度から減少に転じ、引き続き減少。…多重債務相談は635件となり、前年度から36.1%(358件)の減少。
- 40歳代及び60歳以上の相談割合が増加。



【相談内容上位3位】	
①融資サービス (消費者金融等)	964件
②放送・コンテンツ等 (アダルト、出会い系等)	754件
③レンタル・リース (不動産賃貸借等)	161件

2 年代別相談状況 …件数は各年代とも減少。40歳代及び60歳以上の相談割合が増加。

区分	H22 (%)	H21 (%)	差引 (ポイント)
19歳未満	49 (1.0)	67 (1.1)	△18 (△ 0.1)
20歳代	266 (5.5)	409 (6.8)	△143 (△ 1.3)
30歳代	707 (14.7)	1,025 (16.9)	△318 (△ 2.2)
40歳代	988 (20.5)	1,166 (19.2)	△178 (△ 1.3)
50歳代	1,035 (21.5)	1,329 (21.9)	△294 (△ 0.4)
60歳代	846 (17.6)	1,007 (16.6)	△161 (△ 1.0)
70歳以上	610 (12.7)	697 (11.5)	△87 (△ 1.2)
不明	318 (6.6)	358 (5.9)	△40 (0.7)
計	4,819 (100.0)	6,058 (100.0)	△1,239 (0.0)

【高齢層・若年層の相談内容上位3位】

	高齢層 (60歳以上)	若年層 (29歳以下)
1	融資サービス	放送・コンテンツ等
2	放送・コンテンツ等	融資サービス
3	預貯金・証券等	自動車

3 無店舗販売（通信販売・訪問販売等）の状況

区分	H22	H21	差引
通信販売	1,100	1,242	△142
電話勧誘販売	472	444	28
訪問販売	379	486	△107
マルチ(まがい含む)	103	127	△24
その他無店舗	86	62	24
計	2,140	2,361	△221

【傾向・特徴】

- ・無店舗販売に関する相談件数は、架空請求（通信販売）の減少に伴い、引き続き減少。
- ・全体として減少傾向にあるなか、電話勧誘販売に関する相談件数は増加。

「鳥取県建築基準法施行条例」の一部改正案に係るパブリックコメントの実施結果について

平成23年5月20日
くらしの安心局住宅政策課

1 意見募集期間

平成23年3月14日（月）から4月8日（金）までの4週間

2 条例改正案の概要

- (1) 現行条例では旅館、ホテルなど不特定多数の方が利用する建築物（特殊建築物）等の敷地は4m以上の道路に接していなければならないが、景観・町並みの保全に関する計画が定められている区域などで、市町村が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして知事の承認を得た区域については、道路幅員が4m未満であっても特殊建築物等の建築を可能とする。
- (2) 現行条例では、階数が3以上の建築物の敷地は、幅員4m以上の道路に接していなければならないが、一戸建住宅（兼用部分の面積が50m²以下かつ延べ面積の1/2未満の兼用住宅を含む）を制限の対象から除外する。
- (3) 一戸建住宅に附属する自動車庫（床面積50m²を超える、100m²以下）の自動車の出入口を設けることができる道路幅員を現行では6m以上としているものを4m以上に緩和する。

3 応募のあった意見の概要

(1) 意見のあった件数・・・6件

賛成 2件 改正内容に対する意見 3件 その他（改正内容への質問） 1件

(2) 改正内容に対する意見と対応

意見の概要	対応方針
災害発生時に通行不可能で犠牲者が出ていた場合、最終的に誰が責任を取るのか消防署とも協議してはどうか。緊急自動車等の通行の妨げにならない幅以上に規定することこそ行政が市民の安全に対してとり得る責任ではないか。	緩和の承認にあたっては、所轄消防署の意見を聞くこととしており、いただいた道路の最低幅員に関する意見も考慮し、防火、避難等の安全確保について確認することとしている。
分離型の二世帯住宅、小規模な共同住宅（3階建て、2~4戸程度）も4m以下の前面道路幅員でも認めて欲しい。	長屋（分離型の二世帯住宅は長屋に該当）、共同住宅は戸建て住宅に比べ、規模も大きくなり、利用者も増大することが想定されるため、小規模なものも含め、緩和の対象としないこととした。
兼用住宅については、旧市街地において2項道路に残る部分から診療所併用住宅（3階建てになりがち）等がなくなっていくことを防止するため及び住宅部分の1/2未満の兼用住宅が著しく避難上、消防活動上危険となる事例が少ないと思われるため、兼用部分の面積制限の削除を希望する。	兼用住宅の兼用部分については小規模な兼業であれば、全体として戸建て住宅として、交通、避難等の支障がないと判断し、面積の上限を設けているものである。面積の上限がない場合、住宅の規模が大きくなるに応じて兼用部分が増大することになるので面積の上限は必要である。

4 今後のスケジュール

平成23年6月 6月議会に条例案附議

7月 条例改正案施行

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

生活環境部

【新規分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
くらしの安心局 住宅政策課 (東部総合事務所 生活環境局)	県営住宅末恒第一団地第三期住戸改善工事(53-12棟)(建築)	鳥取市 美萩野一丁目	株式会社藤原組 取締役社長 藤原 正	(当初契約額) 157,815,000円 (予定価格) 174,252,750円	平成23年3月18日 ～ 平成24年2月29日	平成23年3月18日	総合評価制限付 一般競争入札 (11社)
くらしの安心局 住宅政策課 (東部総合事務所 生活環境局)	県営住宅ひばりが丘団地第三期住戸改善工事(54-7棟)(建築)	鳥取市 浜坂六丁目	株式会社原田建設 代表取締役 原田 實	(当初契約額) 178,815,000円 (予定価格) 197,228,850円	平成23年3月28日 ～ 平成24年2月29日	平成23年3月28日	総合評価制限付 一般競争入札 (8社)

【変更分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
くらしの安心局 住宅政策課 (総務部営繕課)	県営住宅上粟島団地第四期建替工事(建築)	米子市 彦名町	大松建設株式会社 代表取締役 松浦 幸盛	(当初契約額) 175,140,000円 (変更後契約額) 178,260,600円 (変更額) 3,120,600円	平成22年7月28日 ～ 平成23年3月25日	平成22年7月27日	(変更契約年月日) 平成23年3月14日
くらしの安心局 住宅政策課 (総務部営繕課)	県営住宅永江団地第三期住戸改善工事(51-2棟)(建築)	米子市 永江	馬野建設株式会社 代表取締役社長 馬野 慎一郎	(当初契約額) 191,310,000円 (変更後工期) 平成23年10月31日	平成22年11月10日 ～ 平成23年3月25日	平成22年11月9日	(変更契約年月日) 平成23年3月17日